

別居の父母等を認定する場合の仕送り額の取扱い

1 認定対象者が1人の場合

※年間収入額をAとし、基準額を130万円とする。

(1) $A + (A \times 1 / 2) \geq 130 \text{万円}$ 仕送り額 = $A \times 1 / 2$

(2) $A + (A \times 1 / 2) < 130 \text{万円}$ 仕送り額 = $130 \text{万円} - A$

2 認定対象者が2人の場合（父母の片方認定を含む。）

※2人の年間収入額をBとし、基準額を200万円とする。

(1) $B + (B \times 1 / 2) \geq 200 \text{万円}$ 仕送り額 = $B \times 1 / 2$

(2) $B + (B \times 1 / 2) < 200 \text{万円}$ 仕送り額 = $200 \text{万円} - B$

※ 認定対象者が3人以上の場合は、上記2の基準額に1人につき70万円を加算した額を基準額とする。

※ 上記2は複数の認定対象者が同一の世帯に属する場合に限る。

※ 既認定者も同様の取扱いとする。

[具体例]

1-(1) 父死亡、母年金90万円の場合

$$90 \text{万} + (90 \text{万} \times 1 / 2) \geq 130 \text{万}$$

$$90 \text{万} \times 1 / 2 = 45 \text{万}$$

仕送り額45万円

1-(2) 長男年収100万円、二男年収70万円（長男と二男は別世帯）の 2人認定の場合

長男 $100 \text{万} + (100 \text{万} \times 1 / 2) \geq 130 \text{万円}$

$$100 \text{万} \times 1 / 2 = 50 \text{万}$$

長男への仕送り額50万円

二男 $70 \text{万} + (70 \text{万} \times 1 / 2) < 130 \text{万円}$

$$130 \text{万} - 70 \text{万} = 60 \text{万}$$

二男への仕送り額60万円

2-(1) 母のみ認定の場合

父年収240万円 母無職60歳未満の場合 父母合算240万

$$240 \text{万} + (240 \text{万} \times 1 / 2) \geq 200 \text{万}$$

$$240 \text{万} \times 1 / 2 = 120 \text{万}$$

仕送り額120万円

2-(2) 父母2人認定の場合

父年収80万円 母年金40万円の場合 父母合算120万

$$120 \text{万} + (120 \text{万} \times 1 / 2) < 200 \text{万}$$

$$200 \text{万} - 120 \text{万} = 80 \text{万}$$

仕送り額80万円

※ なお、①認定対象者、認定対象者以外の被扶養者（認定対象者と同一の世帯に属する者に限る。）及び他扶養義務者（認定対象者と同一の世帯に属する者に限る。）の年間収入（組合員からの仕送り額を含む。）の合計をその人数で除した金額が、②仕送り額を除いた組合員の収入を組合員に認定対象者以外の被扶養者（組合員と同一の世帯に属する者に限る。）の数を加えた数で除した金額より多い場合は、認定できません。

（例1）認定対象者：別居の母

（長男、二男（ともに組合員と同一の世帯）の2人を認定中の場合）

母年収70万円 父（母と同一の世帯）年収190万円 組合員年収490万円
仕送り額130万円

① $(70万 + 190万 + 130万) \div 2人 = 195万円$

② $(490万 - 130万) \div 3人 = 120万円$

195万 > 120万 より、認定対象者の世帯の方が多いため認定不可。

（例2）認定対象者：別居の二男

（妻、長男、長女、二女（長女、二女は組合員と同一の世帯、無収入）の4人を認定中の場合）

二男年収70万円 妻（二男と同一の世帯）年収110万円
長男（組合員、二男とも別世帯）年収80万円 組合員年収560万円
長男への仕送り額50万円 二男、妻への仕送り額90万円

① $(70万 + 110万 + 90万) \div 2人 = 135万円$

② $(560万 - 50万 - 90万) \div 3人 = 140万円$

135万 < 140万 より、組合員の世帯の方が多いため認定可。

